

保連発 1203 第 1 号
令和 3 年 12 月 3 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 殿
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（ 公 印 省 略 ）

電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて

「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（令和 3 年 10 月 4 日保連発 1004 第 1 号。以下「改定通知」という。）により、「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という。）を改定したところである。

今般、オンライン請求の促進に向けた対応に係るスケジュールの見直しを実施したことに伴い、改定通知において、令和 3 年 10 月診療分から適用するものとして表の左欄に掲げた項については適用しないこととし、改めて、取扱要領を別添のとおり改定し、令和 3 年 10 月診療分から適用することとする。

上記について、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

（参考）改定通知の表

1 電子情報処理組織による診療（調剤）報酬の請求の届出等 (2) 請求に関する方法	2 電子情報処理組織による診療（調剤）報酬の請求に関する方法
1 電子情報処理組織による診療（調剤）報酬の請求の届出等 (4) 保険医療機関等への連絡 ⑤	3 保険医療機関等への連絡 (3)
3 療養給付費等の請求の代行	5 療養給付費等の請求の代行
5 再審査の申出及び請求の取下げ申出	7 再審査の申出及び請求の取下げ申出